基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である最終指定親会社等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

［イ～ハ　略］

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

**第三十二条**　有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　［略］

二　次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

イ　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引

ロ　最終指定親会社等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央銀行等との間で行う中央銀行有担保資金取引であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引（前号ロに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）のうち、差入資産がレベル２Ａ資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

イ　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等

いもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である最終指定親会社等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

［イ～ハ　同上］

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

**第三十二条**　［同上］

一　［同上］

二　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル２Ａ資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

ロ　最終指定親会社等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央政府若しくは中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）との間で行うレポ形式の取引等であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

［五～八　略］

（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

**第三十三条**　第十七条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　［略］

二　デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額

［三～七　略］

（デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額）

**第三十五条**　第三十三条第二号に掲げる「デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十七条第二項から第四項までにおいて同じ。）について、次に掲げるいずれかの額をいう。

［一・二　略］

（簡便法による時価変動時所要追加担保額）

**第三十六条**　前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保

ロ　最終指定親会社等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央政府若しくは中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）との間で行うレポ形式の取引等であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

［五～八　同上］

（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

**第三十三条**　［同上］

一　［同上］

二　デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額

［三～七　同上］

（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額）

**第三十五条**　第三十三条第二号に掲げる「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十七条第二項から第四項までにおいて同じ。）について、次に掲げるいずれかの額をいう。

［一・二　同上］

（簡便法による時価変動時所要追加担保額）

**第三十六条**　前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、基準日以前二十四月以内の